

●事業の概要

市内のまん延防止と市外からの人流を防止するため、市内飲食店に対し、本市が行った令和3年4月25日からの営業時間短縮の協力依頼に応じて頂いた飲食店等に対し、協力支援金を給付することで、市内飲食店等の事業継続の一助とすることを目的とします。

●対象者（次の全ての要件に該当事業者）

- (1) 市内において、食品衛生法に基づく営業許可を受けて、店舗を有して飲食店営業を行っている者
- (2) 通常20時以降に営業していた店舗で、協力依頼の期間中、20時以降の営業を行わない者
- (3) 令和3年4月25日から令和3年6月20日までの期間、協力依頼に応じている者
- (4) 「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）」並びに、奈良市の「飲食店等における新型コロナウイルス感染症拡大防止マニュアル」を十分に理解し、積極的に感染症拡大防止対策に取り組んでおり、本市が発行する「感染拡大防止宣言ステッカー」を取得、又は申請中であり、今後も継続して感染拡大防止対策に取り組みながら営業する意思がある者
- (5) 法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
- (6) 役員等が暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者
- (7) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っていない者
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていない者

●支給要件（次の全ての要件に該当すること）

- ① 市の協力依頼に応じ、令和3年4月25日から令和3年6月20日までの期間中、通常20時以降も営業している店舗が、営業時間を20時までに短縮していること。
【第1期協力依頼期間】：令和3年4月25日から令和3年5月11日まで
【第2期協力依頼期間】：令和3年5月12日から令和3年5月31日まで
【第3期協力依頼期間】：令和3年6月1日から令和3年6月20日まで
※原則、協力開始日から時短要請終了日まで継続して協力依頼に応じていただくことが必要です。
※定休日も時短営業日数に含まれます。また、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合も対象となります。
- ② 年間を通じて、**常設の店舗内で飲食スペースを有していること（※）**
- ③ 業種別「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」ならびに、奈良市「飲食店等における新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」を十分に理解し、積極的に感染拡大防止対策に取り組んでおり、今後も継続して感染拡大防止策に取り組みながら営業する意思があること。
（本市が発行する「感染拡大防止宣言ステッカー」の取得を要件とします）

※以下の事業者は支援金の対象となりません。

- ・ 飲食スペースを持たない店舗（弁当店・宅配ピザ屋等のテイクアウト・宅配サービス専門店、キッチンカー、ドリンクスタンドなど）
- ・ 特定の利用者のみ利用に供する施設（社員食堂や学生食堂、介護サービス事業所の食堂など）
- ・ ホテル・旅館、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の飲食店営業以外の業種を主としていると認められる店舗
- ・ 他の事業に付随して食事を提供する施設であって、独立した店舗形態を持たないもの（ホテルや旅館に付随する宴会場、ネットカフェ・マンガ喫茶など）
- ・ 性風俗関連特殊営業店、自動販売機のみ営業許可を受けている店舗

● 給付金額

要件を満たした対象者に対し、給付対象となった一店舗につき、以下のとおり支援金を給付します。

1日当たり2～6万円 / 店舗×時短営業日数

令和元年中の年間売上高が3,000万円までの飲食店	日額20,000円
令和元年中の年間売上高が3,000万円以上1億円までの飲食店	日額40,000円
令和元年中の年間売上高が1億円以上の飲食店	日額60,000円

● 申請受付期間

- 第1期：令和3年5月12日（水）～令和3年6月11日（金） 23：59
- 第2期：令和3年6月1日（火）～令和3年6月30日（水） 23：59
- 第3期：令和3年6月21日（月）～令和3年7月20日（火） 23：59

※申請の受付状況により、公募期間を変更する場合があります。

● 申請方法

[申請方法]

申請は電子申請システムでのみ受け付けます。奈良市ホームページに設置する申請フォームに必要事項を入力し、申請に必要な書類を電子ファイルに添付して申請してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解し、確認のうえ、申請してください。

[申請に必要な書類等]

- ・ 次の①～⑦全ての書類等を提出してください。
- ・ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ・ ④～⑦については、**給付対象となる全店舗分**を提出する必要があります。

① 令和2年（法人の場合は前事業年度）確定申告書類の控え（現況確認用）

【法人】 法人事業概況説明書の控え（両面） 【個人事業主】 確定申告書別表一の控え

② 令和元年（法人の場合は前々事業年度）確定申告書類の控え（売上確認用）

【法人】 法人事業概況説明書の控え（両面） 【個人事業主】 確定申告書別表一の控え

- ③ 申請者名義口座の通帳の写し
- ④ 店舗の飲食店営業許可証の写し
- ⑤ 通常の営業時間が分かる資料
(店舗ホームページ・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など)
- ⑥ 店頭掲示又は店舗ホームページに掲示した時短営業告知文の写真又は写し
- ⑦ (該当者のみ) 対象店舗の令和元年の売上が分かる資料の写し(試算表、売上台帳等)
令和元年(法人の場合は前々事業年度)確定申告書類に記載の売上高と店舗売上高が異なる方や複数店舗を申請する方のみ
令和元年(法人の場合は前々事業年度)の期間中の店舗ごとの売上を示す資料を提出してください。

●支援金の給付

申請を受理した後、その内容が適正と認められるときは支援金を給付します。本支援金の給付については、適正な申請の受理から約2週間後を予定しています。

●通知

申請フォームに必要事項を入力し申請頂くと、指定したメールアドレスに仮受付メールを送付いたします。申請内容を事務局にて確認後、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、本支援金の口座振込をもって支援金支給決定通知に代えさせていただきますので、市から給付決定の通知は送付しません。

●その他

支給決定を行った後、本市の調査により、申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、支給された協力支援金を全額返還して頂くとともに、違約金を請求する場合があります。

個人情報の取り扱いに関して、奈良市が事務の一部を委託する事業者と共有します。(本支援金の審査及び給付に関する事務に限る。)

申請で入力いただいた奈良市感染拡大防止ステッカーの内容について、奈良市観光協会の登録情報と照合します。

●問合せ先

ご不明な点については、次の問合せ先で対応します。

[相談窓口] 奈良市飲食店支援金事務局

[TEL] 0742-20-0100

[開設期間] 令和3年8月31日(火)まで

[開設時間] 9:00~17:00(土日祝除く)

[E-mail] narashishienkin@gmail.com